平成２１年（フ）第１３１号
山形市小姓町３番８―306号　ビルドサカイ
債務者　佐々木英彦
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７０号
青森県八戸市大字大久保字鷹待場１番地４
債務者　笹本　淳一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
青森県八戸市旭ヶ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ７－２－１
債務者　小堀内智子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１２１７号
埼玉県和光市新倉２丁目19番45―208号　リーベスト和光Ⅱ
債務者　飯田　　豊
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１９号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町２丁目７番21号
債務者　三浦　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５２号
埼玉県新座市北野２丁目７番17号　コーポラスオザキ101号室
債務者　長野　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６６号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘４丁目８番９号
債務者　牛島　明美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９８号
埼玉県幸手市西１丁目14番20号
債務者　田村　秋枝
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１９号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地４棟402号、旧住所福島県郡山市大槻町字北田４番地の３
債務者　浅田　健一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２２号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層１―1005
債務者　小山　士郎
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５３号
埼玉県川口市芝塚原２丁目18番１号　石川コーポ１Ｆ―Ａ号
債務者　長沼　一夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５４号
埼玉県川口市芝塚原２丁目18番１号　石川コーポ１Ｆ―Ａ号
債務者　長沼　君子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
埼玉県越谷市北越谷４丁目23番39号　サンライトマンション906号
債務者　笠原　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
千葉県八街市富山1314番地2407
債務者　吉田彩也花
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５０号
千葉県富里市七栄650番地316
債務者　河野奈緒美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３５２号
千葉県成田市美郷台２丁目28番地17　Ｂ
債務者　滝井　美佐
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８６号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台３丁目23番３号
債務者　梅津　友和
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部